

審 査 基 準

平成30年3月1日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第94条第2項 |
| 処 分 の 概 要：免許証の再交付 |
| 原権者（委任先）：京都府公安委員会（仮免許証の再交付については、京都府警察本部長） |
| 法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請の手續） |
| 審 査 基 準：判断基準は、法令に定めるところによる。 |
| 標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては1日、警察署交通課においては3週 |
| 申 請 先：交通部運転免許試験課免許係若しくは申請係又は住所地を管轄する警察署交通課 |
| 問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許係（電話075-631-5181 内線242） |
| 備 考： |